

# 第 1 編 総論編

## 第 1 節 計画の目的等

### 第 1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号、以下「法」という。）第42条及び八千代町防災会議条例第2条の規定に基づいて八千代町防災会議が作成する計画である。本計画は、八千代町における防災業務に関し、町の処理すべき事務や業務を中心に、町及び関係機関が処理すべき事項について定めたものである。本計画の災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町の地域、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、もって防災の万全を期する。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく八千代町国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から、町の各計画の指針となるものとされている。このため、国土強靱化に関する部分については、八千代町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、この計画に基づく防災対策の推進を図る。

### 第 2 基本方針

この計画は、本町に係る防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として防災関係機関等の処理すべき業務を包括した総合的かつ基本的な計画である。したがって、町及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たってその有する機能を十分に発揮するため、常に相互協力し、研究・訓練を重ね、この計画の習熟に努めていく。

また、災害による危険への対応の原則は「自分の命は自分で守る」という自助の精神が重要であることから、本計画は町民や自主防災組織、企業等の「自助・共助・公助」の行動指針ともなるものである。

なお、各対策項目に関する主体等を明示し、更なる迅速な対応を図る。

### 第 3 構成

この計画は、町の地域における震災、風水害、火災・事故災害等の対策を体系化したものであり、次の各編から構成される。

第 1 編 総論

第 2 編 地震災害対策計画編

第 3 編 風水害対策計画編

第 4 編 大規模災害対策計画編

### 第 4 修正

この計画は、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

## 第2節 八千代町の概要

### 第1 自然条件

#### 1 位置及び地勢

- 本町は、関東平野のほぼ中央、茨城県の南西に位置し、首都東京へ60km、県都水戸市へ70km、科学技術の集積都市つくば市へ20kmの距離にあり、東は鬼怒川をはさんで下妻市、筑西市に、西は古河市、北は結城市、南は常総市、坂東市にそれぞれ接しており、町のほぼ中央で交差するように、東西に国道125号が、南北には主要地方道結城坂東線が走っている。
- 町域は、東西に7.7km、南北に12.4km、総面積は58.99km<sup>2</sup>である。
- 地形は、比較的平坦な地域であり、南北に伸びている山川を境に、東部地区は鬼怒川の沖積層で水田が開け、西部地区は下総台地に属する洪積層の火山灰土で畑地帯となっている。

#### 2 気象

- 本町の気象は、年間を通じて乾燥温暖であり、水戸地方気象台下妻地域気象観測所による過去30年間の平均年間降水量は1231.8mm、平均気温は14.3℃である。冬には北西の季節風が吹きつけるが、降雪量は極めて少なく、温暖な気候である。
- しかし、鬼怒川や山川、東仁連川、飯沼川といった河川が町を縦断しているため、梅雨期や台風シーズンの集中豪雨による河川の増水には警戒を要する。

#### 3 道路

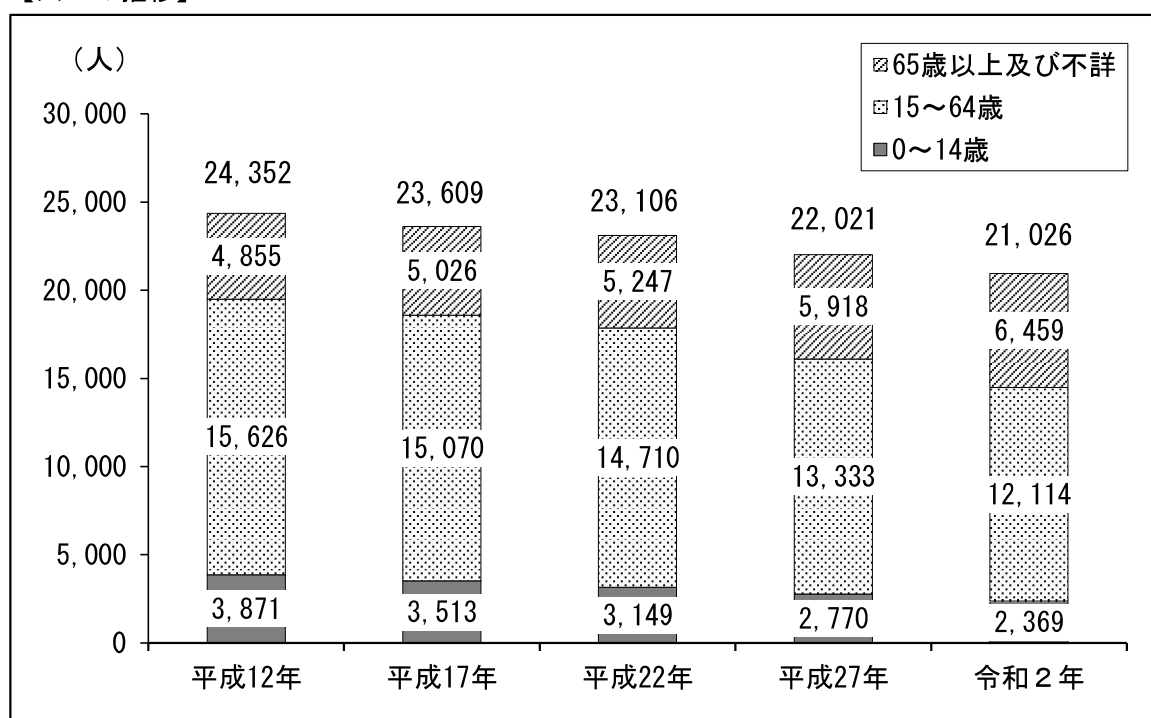
- 代表的な国県道としては、東西に国道125号が走り、ほぼ町の中央で南北に伸びる主要地方道結城坂東線と交差している。また、南には国道125号とほぼ平行に走る主要地方道つくば古河線があり、他市町へのアクセス道路として重要な役割を果たしている。
- 町道については、一級町道に認定されている幹線道路が15本あり、集落間を繋ぐ道路として重要な役割を果たしている。

## 第2 社会条件

### 1 人口及び世帯

- 令和2年実施の国勢調査によると、本町の人口は21,026人であり、前回調査を実施した平成27年より995人減少し、減少率は4.5%である。世帯数については、3.2%増の7,017世帯となっているものの、1世帯当たりの人数が0.2人減少しており、核家族化が進み、今後も人口減少が懸念される。
- また、年齢別に構成を見ると、14歳以下の年少人口が減少し、反対に65歳以上の高齢者が増加しているため、全国的な平均と同じく少子高齢化が進み、避難行動要支援者に対する対策の強化が求められる。

## 【人口の推移】



総務省 国勢調査

## 【世帯数・1世帯当たりの人員の推移】

| 区分        | 平成12年   | 平成17年   | 平成22年   | 平成27年   | 令和2年    |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 世帯数       | 6,066世帯 | 6,209世帯 | 6,756世帯 | 6,799世帯 | 7,017世帯 |
| 1世帯当たりの人員 | 4.0人    | 3.8人    | 3.4人    | 3.2人    | 3.0人    |

総務省 国勢調査

## 2 土地利用状況

○町の土地利用状況は、10年間の推移を見ても農地が全体の6割以上を占め、宅地は1割程度である。宅地面積が若干増加しているのは、町の中央部にある役場周辺で土地区画整理事業が実施されているためであり、今後住宅が密集していくことが予想される。

## 【地目別面積】

(単位: km<sup>2</sup>)

|       | 宅地   | 田     | 畑     | 山林   | 原野   | 雑種地  | その他  |
|-------|------|-------|-------|------|------|------|------|
| 平成12年 | 6.62 | 14.34 | 23.44 | 5.22 | 0.10 | 1.82 | 7.56 |
| 平成17年 | 6.90 | 14.21 | 23.06 | 4.71 | 0.07 | 2.22 | 7.93 |
| 平成22年 | 7.26 | 14.16 | 23.76 | 3.39 | 0.05 | 2.48 | 8.00 |
| 平成27年 | 7.47 | 14.07 | 23.52 | 3.35 | 0.05 | 2.43 | 8.10 |
| 令和2年  | 7.71 | 14.05 | 23.22 | 3.08 | 0.03 | 2.80 | 8.10 |

町の総面積: 58.99km<sup>2</sup>

税務課資料: 各年1月1日現在

## 第3節 八千代町の災害特性

### 第1 風水害の特性・履歴

災害の種類には、その発生原因により豪雨、台風、地震、大規模災害等がある。本町では、大正3年に鬼怒川堤防の決壊があり、現在の堤防高は当時の約3倍となるなど、河川改修が進んできたことにより、水害の危険は徐々に無くなってきてはいるが、立地条件や災害の歴史、さらには近年の前例にないような集中豪雨などを見ると、今後も注意すべき項目が多い。

#### 【町内で被害のあった主な風水害】

|       |                                                                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生年月日 | 昭和36年6月27日～28日                                                                                                |
| 発生原因  | 台風6号接近による梅雨前線の活動活発化                                                                                           |
| 被害内容  | ○水田の冠水（山川沼周辺の水田の70％が浸水）<br>○畑の冠水（被害面積935ha）<br>○道路崩壊（路肩8箇所を含め全10箇所）<br>○橋梁破壊（5箇所）<br>○堤防決壊（用排水路7箇所を含め全10箇所）   |
| 発生年月日 | 昭和44年8月23日                                                                                                    |
| 発生原因  | 竜巻（台風9号接近に伴い発生）                                                                                               |
| 被害内容  | ○被害家屋（非住居を含め148件）<br>○人的被害（負傷者37名　うち重傷者4名）<br>○経路（平塚新田～塩木）<br>○最大瞬間風速（30～50m/s）                               |
| 発生年月日 | 昭和57年8月2日                                                                                                     |
| 発生原因  | 台風10号                                                                                                         |
| 被害内容  | ○農作物（梨 90ha 約2億円の損害）                                                                                          |
| 発生年月日 | 昭和60年6月4日                                                                                                     |
| 発生原因  | 降ひょう                                                                                                          |
| 被害内容  | ○大きさは小梅大<br>○被害地域（中結城地区、川西地区、西豊田地区の一部）<br>○被害面積（428.5ha）<br>○被害額（メロン 150ha 3億6千万円、梨 90ha 3億6千万円、被害額合計 9億7千万円） |
| 発生年月日 | 平成18年5月20日                                                                                                    |
| 発生原因  | 低気圧の発達による突風（ダウンバースト）                                                                                          |
| 被害内容  | ○藤田スケール（F1）<br>○被害地域（川尻～東大山 幅200m×距離3.3km）<br>○被害状況（住家被害26件）                                                  |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生年月日 | 平成27年9月9日～13日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 発生原因  | 台風18号による豪雨災害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 被害内容  | <p>台風18号及び台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、平成27年9月10日から11日にかけて、関東地方や東北地方で記録的な大雨となった。</p> <p>関東・東北地方では、統計期間が10年以上の観測地点のうち16地点で、最大24時間降水量が観測史上最多を更新するなど、この豪雨の影響で鬼怒川が氾濫し、常総市ほか、県内の市町に甚大な被害をもたらした。</p> <p>【八千代町平成27年9月関東・東北豪雨時の災害状況調書】より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害（なし）</li> <li>・被害家屋（床上浸水2件、床下浸水9件）</li> <li>・避難者（541名（最大））</li> </ul> <p>常総市（平成28年6月3日時点）</p> <p>【平成27年常総市鬼怒川水害対応に関する検証報告書】より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害（死者2名、重症者3名、中軽症者41名）</li> <li>・被害家屋（全壊53件、大規模半壊1,581件、半壊3,491件、床上浸水150件、床下浸水3,066件）</li> <li>・避難者（6,223名（最大））</li> </ul> |
| 発生年月日 | 令和元年10月10日～13日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 発生原因  | 台風19号による豪雨災害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 被害内容  | <p>台風第19号は、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。台風第19号の接近・通過に伴い、広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮となった。雨については、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。</p> <p>【令和元年台風第19号に係る人的・物的被害状況について（令和2年4月1日現在）（茨城県）より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害家屋（住家 一部損壊4件、非住家 全壊2件）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                        |

## 【近隣地域での近年の被害】

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生年月日       | 平成24年 5 月 6 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 発生原因        | 竜巻                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 被害内容<br>※ 1 | <p>5 月 6 日は日本の上空5,500メートルにおいて、氷点下21度以下の強い寒気が流れ込んだ。一方、12時には日本海に低気圧があつて、東日本から東北地方の太平洋側を中心に、この低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ。</p> <p>さらに、日射の影響で地上の気温が上昇したことから、関東甲信地方は大気の状態が非常に不安定となり、落雷や突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生した。</p> <p>突風が発生した時間に茨城県常総市からつくば市の被害地域付近は、活発な積乱雲が通過中であつた。</p> <p>つくば市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害（死者 1 名、負傷者37名（軽傷））</li> <li>・被害家屋（住家 全壊76件、半壊158件、一部損壊388件<br/>非住家 全壊105件、半壊60件、一部損壊243件）</li> </ul> <p>常総市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害（なし）</li> <li>・被害家屋（住家 一部損壊12件、非住家 一部損壊16件）</li> </ul> |

※ 1 水戸地方気象台現地災害調査速報より作成

## 第2 地震災害の特性・履歴

## 1 地震災害の歴史

## 【県内で被害が生じた主な地震災害】

| 年 月 日        | 震 源 地            | 地震の規模 | 県内の被害状況                                                                                                                                                                                                      |
|--------------|------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 明治28. 1. 18  | 茨城県南東部           | M7. 2 | 死者 4 名、負傷34名、全壊家屋53件、破損家屋1, 190件                                                                                                                                                                             |
| 大正12. 9. 1   | 相模湾<br>(関東大震災)   | M7. 9 | 死者 5 名、負傷40名、全壊家屋517件、半壊家屋630件                                                                                                                                                                               |
| 昭和 6. 9. 21  | 埼玉県中部<br>(西埼玉地震) | M6. 9 | 負傷 1 名、非住家全壊 2 件、半壊 1 件                                                                                                                                                                                      |
| 昭和62. 12. 17 | 千葉県東方沖           | M6. 7 | 負傷24名、家屋損壊1, 252件                                                                                                                                                                                            |
| 平成12. 7. 21  | 茨城県沖             | M6. 4 | 屋根瓦落下 2 件                                                                                                                                                                                                    |
| 平成14. 2. 12  | 茨城県沖             | M5. 7 | 負傷 1 名、建物被害12件                                                                                                                                                                                               |
| 平成14. 6. 14  | 茨城県南部            | M4. 9 | 負傷 1 名、建物被害 8 件、塀倒壊 5 件                                                                                                                                                                                      |
| 平成15. 11. 15 | 茨城県沖             | M5. 8 | 負傷 1 名                                                                                                                                                                                                       |
| 平成17. 2. 16  | 茨城県南部            | M5. 4 | 負傷 7 名                                                                                                                                                                                                       |
| 平成17. 10. 19 | 茨城県沖             | M6. 3 | 負傷 1 名                                                                                                                                                                                                       |
| 平成20. 5. 8   | 茨城県沖             | M7. 0 | 負傷 1 名                                                                                                                                                                                                       |
| 平成23. 3. 11  | 宮城県沖<br>茨城県沖     | M9. 0 | 8 市で震度 6 強、21市町村で震度 6 弱を観測。<br>同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7. 7)が発生し、鉾田市で 6 強、神栖市で 6 弱を観測。<br>人的被害：死者66名、行方不明者 1 名、重症34名、軽症680名<br>住家被害：全壊2, 637件、半壊25, 054件、一部損壊190, 500件、床上浸水33件、床下浸水610件<br>(令和 5 年 5 月 1 日現在) ※ 1 |
| 平成28. 12. 28 | 茨城県北部            | M6. 3 | 高萩市で震度 6 弱、日立市で震度 5 強、常陸太田市で震度 5 弱を観測。<br>人的被害：軽傷 2 名<br>住家被害：一部損壊29件                                                                                                                                        |
| 令和 3. 2. 13  | 福島県沖             | M7. 3 | 10市町村で震度 5 弱を観測。<br>人的被害：重傷者 1 名、軽傷者 2 名<br>住家被害：半壊： 1 件、一部破損：26件                                                                                                                                            |
| 令和 4. 3. 16  | 福島県沖             | M7. 4 | 15市町で震度 5 弱を観測。<br>人的被害：重傷者 2 名、軽傷者 6 名<br>住家被害：一部破損 5 件                                                                                                                                                     |

(資料「災害の記録(茨城県の災害)」、茨城県「消防防災年報」)

※ 1 茨城県地域防災計画地震災害対策計画編から

## 2 東日本大震災の被害

○平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、本町において震度5強を記録し、以下のような被害が発生した。

### 【八千代町被害一覧】

| 項 目        | 数 量 等  | 項 目        | 数 量 等            |
|------------|--------|------------|------------------|
| 死 者        | 0 名    | パイプラインの漏水  | 1 ケ所             |
| 行方不明       | 0 名    | 上水道本管漏水    | 1 ケ所             |
| 火災発生件数     | 0 件    | 上水道取水施設損壊  | 0 ケ所             |
| 住家全壊       | 0 件    | 上水道浄水施設損壊  | 0 ケ所             |
| 住家大規模半壊    | 0 件    | 下水道マンホール損壊 | 2 ケ所             |
| 住家半壊       | 0 件    | 下水道管路破損    | 0 ケ所             |
| 一部損壊（屋根等）  | 4,288件 | 小中学校の被害    | 小学校 2 ケ所         |
| 一部損壊（塀）    | 657件   |            | 中学校 1 ケ所（天井ボード等） |
| 道路（亀裂、陥没等） | 8 ケ所   | 停電（一部）     | 3月11日～3月13日      |
| 通行止め       | 5 ケ所   | 一時断水（給水制限） | 3月11日～3月19日      |
| 田畑の液状化     | 3 ケ所   |            |                  |

### 第3 町に被害をもたらす可能性のある地震

#### 1 茨城県地震被害想定

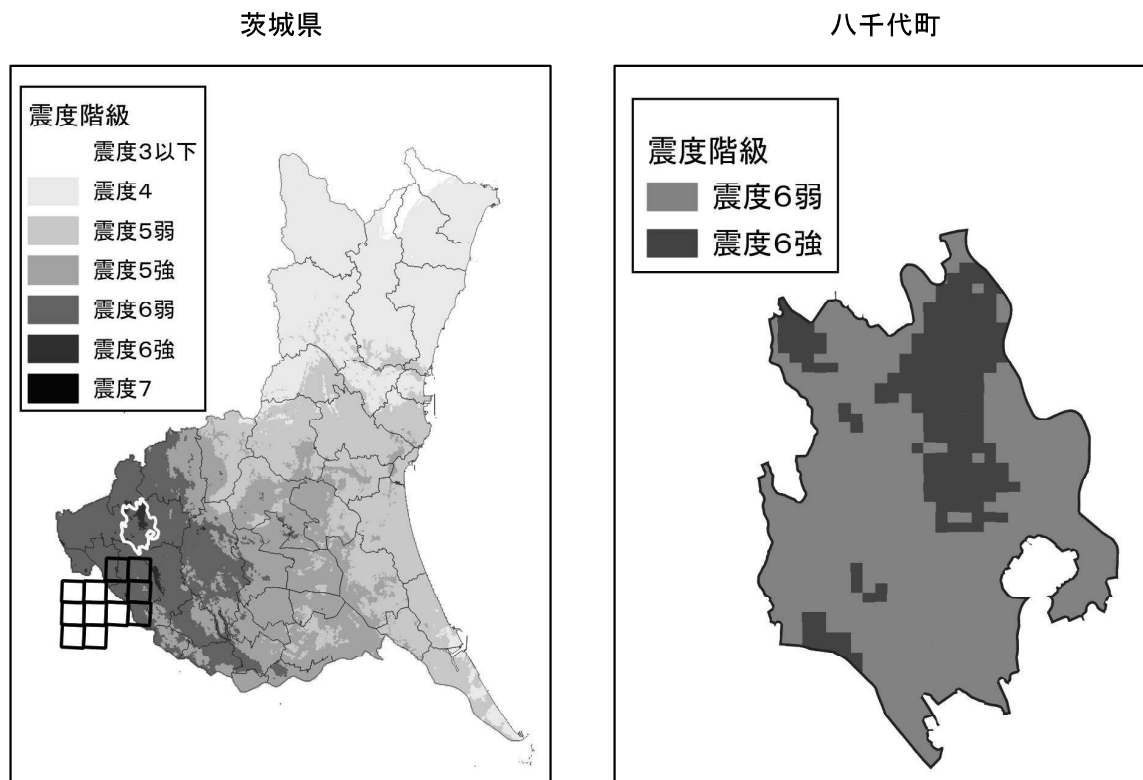
○県では、「茨城県地震被害想定」（平成30年12月）を見直し、県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、下表にある7つの地震を設定している。

#### 【想定地震とその概要】

| No | 地震名                                        | 地震規模  | 想定の観点            | 地震動評価法 | 参考モデル            |                   |
|----|--------------------------------------------|-------|------------------|--------|------------------|-------------------|
| 1  | 茨城県南部の地震<br>(茨城県南部)                        | Mw7.3 | 首都直下のM7クラスの茨城県南部 | 詳細法    | 内閣府<br>(2013)    |                   |
| 2  | 茨城・埼玉県境の地震<br>(茨城・埼玉県境)                    | Mw7.3 | 地域に影響のある地震の被害    |        |                  |                   |
| 3  | F1断層、北方陸域の断層、<br>塩ノ平地震断層の連動による地震<br>(F1断層) | Mw7.1 | 県北部の活断層による地震の被害  |        | 原子力規制委員会審査会合資料など |                   |
| 4  | 棚倉破砕帯東縁断層、<br>同西縁断層の連動による地震<br>(棚倉破砕帯)     | Mw7.0 |                  |        |                  |                   |
| 5  | 太平洋プレート内の地震（北部）<br>(太平洋プレート（北部）)           | Mw7.5 | プレート内で発生する地震の被害  |        |                  | 地震調査委員会長期評価部会での議論 |
| 6  | 太平洋プレート内の地震（南部）<br>(太平洋プレート（南部）)           | Mw7.5 |                  |        |                  |                   |
| 7  | 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震<br>(茨城県沖～房総半島沖)         | Mw8.4 | 津波による被害          | 簡便法    | 茨城県<br>(2012)    |                   |

○町において最も大きな被害が想定されるのは、「茨城・埼玉県境の地震」で、最大震度6強が想定されている。

### 【「茨城・埼玉県境の地震」の地表震度分布図】



茨城県「茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）」

## 2 首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び南海トラフ地震

### （1）首都直下地震

○本町を含む県内の29市8町2村は、「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。茨城県地域防災計画地震災害対策計画編は、首都直下地震に関する対策を定めた、「地方緊急対策実施計画」を兼ねている。

### （2）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

○本町を含む県内の30市8町2村は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、本町における対策を、本計画付編「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に基づき推進する。

### （3）南海トラフ地震

○本町は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」には指定されていないが、気象庁による「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合等には、情報収集及び町民への広報等により、混乱や被害の未然防止と軽減を図る。

## 第 4 節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に関する予防、応急対策、復旧・復興が的確、円滑に実施されるよう、県、町及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

### 第 1 防災関係機関等の責務

#### 1 八千代町

○町は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、町の地域、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町村、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

#### 2 茨城県

○県は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町村や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町村や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

○指定地方行政機関は、他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言その他適切な措置を行う。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

○指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### 5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び町民

○公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

○町民は、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的に防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

## 第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、茨城県、八千代町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

### 1 八千代町

#### (1) 八千代町

- ①八千代町防災会議及び八千代町災害対策本部に関すること
- ②防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ③災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
- ④災害の防除と拡大の防止
- ⑤救助、防疫等罹災者の救助・保護
- ⑥災害復旧資材の確保
- ⑦被災産業に対する融資等の対策
- ⑧被災町営施設の応急対策
- ⑨災害時における文教対策
- ⑩災害対策要員の動員
- ⑪災害時における交通、輸送の確保
- ⑫被災施設の復旧
- ⑬管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

#### (2) 消防機関等(茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部(以下「西南広域消防本部」という。）・八千代町消防団(以下「消防団」という。))

- ①消防力等の整備に関すること
- ②防災のための調査に関すること
- ③防災教育訓練に関すること
- ④災害の予防・警戒及び防ぎょに関すること
- ⑤災害時の避難・救助及び救急に関すること
- ⑥その他災害対策に関すること

### 2 茨城県の機関

#### (1) 茨城県

- ①茨城県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- ②防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ③災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- ④災害の防ぎょと拡大の防止
- ⑤救助、防疫等罹災者の救助・保護
- ⑥災害復旧資材の確保と物価の安定
- ⑦被災産業に対する融資等の対策
- ⑧被災県営施設の応急対策
- ⑨災害時における文教対策
- ⑩災害時における社会秩序の維持
- ⑪災害対策要員の動員

- ⑫災害時における交通、輸送の確保
- ⑬被災施設の復旧
- ⑭町が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- ⑮災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

## (2) 下妻警察署

- ①災害に関する情報の収集・伝達に関すること
- ②避難の指示・誘導に関すること
- ③緊急輸送車両の確認に関すること
- ④交通規制に関すること
- ⑤行方不明者の調査及び遺体の見分、検視に関すること
- ⑥犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関すること

## 3 指定地方行政機関

### (1) 関東管区警察局

- ①管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること
- ②他管区警察局及び警視庁との連携に関すること
- ③管内防災関係機関との連携に関すること
- ④管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること
- ⑤警察通信の確保及び統制に関すること

### (2) 関東総合通信局

- ①非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- ②災害時テレコム支援チーム（M I C－T E A M）による災害対応支援に関すること
- ③災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること
- ④非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること
- ⑤電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

### (3) 関東財務局

- ①災害査定立会に関すること
- ②金融機関等に対する金融上の措置に関すること
- ③地方公共団体に対する融資に関すること
- ④国有財産の管理処分に関すること

### (4) 関東信越厚生局

- ①管内の被害情報の収集及び伝達に関すること
- ②関係機関との連絡調整に関すること

### (5) 茨城労働局

- ①工場、事業場における災害後の労働災害防止に関すること
- ②災害時における賃金の支払いの確保に関すること
- ③災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること
- ④労災保険給付に関すること

⑤職業のあっせんや雇用保険の失業給付等の雇用対策に関する事

#### (6) 関東農政局

- ①ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事
- ②防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事
- ③災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事
- ④災害時における災害救助用米穀の需給調整に関する事
- ⑤災害時における生鮮食品等の供給に関する事
- ⑥災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事
- ⑦土地改良器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事
- ⑧災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事

#### (7) 関東森林管理局

- ①国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関する事
- ②災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事

#### (8) 関東経済産業局

- ①生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- ②商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- ③被災中小企業の振興に関する事

#### (9) 関東東北産業保安監督部

- ①火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関する事

#### (10) 関東地方整備局

- ①防災上必要な教育及び訓練に関する事
- ②公共施設等の整備に関する事
- ③災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
- ④災害に関する情報の収集及び予警報の伝達に関する事
- ⑤水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事
- ⑥災害時における復旧資材の確保に関する事
- ⑦災害時における応急工事等に関する事
- ⑧災害復旧工事の施工に関する事
- ⑨港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する事
- ⑩港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関する事
- ⑪港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事
- ⑫河川、道路等社会資本の応急復旧に関する事
- ⑬大規模自然災害発生時の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣
- ⑭大規模災害発生時のリエゾン(情報連絡員)の派遣
- ⑮緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

#### (11) 関東運輸局(茨城運輸支局)

- ①災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事
- ②災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関する事

#### (12) 東京航空局

- ①災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事

- ②遭難航空機の搜索及び救助に関すること
- ③指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関すること

**(13) 関東地方測量部**

- ①災害時等における地理空間情報の整備・提供
- ②復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- ③地殻変動の監視

**(14) 東京管区气象台（水戸地方气象台）**

- ①気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- ②気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- ④地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- ⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

**4 自衛隊**

- ①防災関係資料の基礎調査に関すること
- ②災害派遣計画の作成に関すること
- ③茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること
- ④人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援及び応急復旧に関すること
- ⑤災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

**5 指定公共機関**

**(1) 日本郵便株式会社**

- ①被災者に対する郵政葉書等の無償交付に関すること
- ②被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
- ③被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
- ④災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

**(2) 日本銀行（水戸事務所）**

- ①通貨の円滑な供給の確保に関すること
- ②金融機関相互による円滑な資金決済の確保に関すること
- ③金融機関の業務運営の確保に関すること
- ④金融機関による金融上の措置の実施に関すること
- ⑤上記各業務にかかる広報に関すること

**(3) 日本赤十字社（茨城県支部）**

- ①災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること
- ②災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること
- ③災害救助等の協力、奉仕団の連絡調整に関すること
- ④義援金品の募集、配分に関すること

**(4) 日本放送協会（水戸放送局）**

- ①気象予報、警報等の周知徹底に関すること
- ②災害状況及び災害対策室の設置に関すること

③社会事業による義援金品の募集、配布に関する事

(5) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）

①電気通信施設の整備及び点検に関する事

②災害時における緊急電話の取扱いに関する事

③被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(6) 東京ガス株式会社（日立 LNG 基地）、東京ガスネットワーク株式会社（茨城支社）

①ガス施設の安全、保全に関する事

②災害時におけるガスの供給に関する事

③ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事

(7) 日本通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

①救助物資の輸送の協力に関する事

(8) 東京電力パワーグリッド株式会社（下館支社）、株式会社 J E R A

①災害時における電力供給に関する事

②被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(9) 株式会社 N T T ドコモ（茨城支店）、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社

①電気通信施設の整備及び点検に関する事

②被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事

## 6 指定地方公共機関

(1) 茨城県土地改良事業団体連合会

①各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復旧計画書作成に関する事

(2) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

①災害時におけるボランティアの受入れに関する事

②生活福祉資金の貸付に関する事

(3) 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）

①災害時における応急医療活動に関する事

(4) 水防管理団体

①水防施設資材の整備に関する事

②水防計画の樹立と水防訓練に関する事

③水防活動に関する事

(5) 輸送機関（一般社団法人茨城県トラック協会）

①災害時における避難者、救援物資その他の輸送に関する事

(6) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

①高圧ガス事業者の緊急出動態勢の確立に関する事

②高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関する事

③高圧ガスの供給に関する事

④行政機関、公共機関等が行う災害対策の協力に関する事

(7) 報道機関（株式会社 L u c k y F M 茨城放送、株式会社茨城新聞社）

①町民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事

- ②町民に対する災害応急対策等の周知に関すること
- ③行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること

## 7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

### (1) 常総ひかり農業協同組合

- ①被害調査に関すること
- ②物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること
- ③融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること

### (2) 八千代土地改良区、茨城南総土地改良区、吉田用水土地改良区、山川沼土地改良区

- ①農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
- ②湛水の防排除施設の整備と活動に関すること

### (3) 八千代町商工会

- ①工場、商店の被害調査に関すること
- ②生活必需品の調達、供給に関すること
- ③融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること

### (4) 社会福祉施設

- ①避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
- ②災害時における入所者の安全確保に関すること

### (5) 一般社団法人真壁医師会

- ①災害時における応急医療活動及び助産活動に関すること
- ②一般診療所及び病院の医療活動のとりまとめに関すること

### (6) 一般診療所・病院

- ①災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること
- ②災害時における負傷者等の医療救護に関すること

### (7) 自主防災組織（自衛消防団含む）、行政区等

- ①備蓄の推進、防災訓練、避難訓練等の実施又は参加に関すること
- ②町が行う災害応急対策についての協力に関すること

### (8) 一般建設業者

- ①災害時における応急復旧の協力に関すること

### (9) 一般運輸事業者

- ①災害時における緊急輸送の確保に関すること

### (10) 危険物関係施設の管理者

- ①災害時における危険物の保安措置に関すること

## 第5節 防災教育・訓練

### 第1 防災教育・防災知識の普及

災害発生時に「自助」、「共助」が連携し円滑かつ効果的な災害対策活動が行えるよう、町民並びに防災上重要な施設の管理者に対し、適切な防災意識の啓発を積極的に行うとともに、職員に対する防災教育を行うことにより、防災意識の高揚を図る。

#### 【留意点】

- 体験重視の教育
- 幅広い教育

- 1 町民に対する防災教育
- 2 幼児及び児童生徒等に対する防災教育
- 3 職員(防災対策要員等)に対する防災教育

#### 1 町民に対する防災教育【町】

- 町民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、自分自身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、あるいは県、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。
- 町は専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用し、町民に対し、地域のハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発を図る。

#### （１）普及すべき防災知識の内容【町、防災関係機関】

##### ①「自助」「共助」の推進

- 最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄を行う。
- 非常持出品の定期的な点検、玄関や寝室への配置等を推進する。
- 自動車へのこまめな満タン給油を行うよう推進する。
- 家具・ブロック塀等の転倒防止対策や災害時の家族内の連絡体制の確保、地域で実施する防災訓練への積極的参加などを行う。
- 寝室等における家具の配置等について、見直しを推進する。
- 警報等や避難指示発令時にとるべき行動をあらかじめ認識するため、避難に当たり把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」（「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」）の作成や、ハザードマップをもとに地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。
- 発災当初の安否確認等による通信の一極集中を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の利用及び複数の手段の確保を促

進する。

- 災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておく。
- 初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。
- 要配慮者を含めた地域住民の協力体制の構築を推進する。
- 防災士の育成と活動や自主防災組織等の地域での防災活動の支援を推進する。
- 平成30年12月に公表された「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況及び被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。
- 家庭動物との同行避難が円滑に実施できるよう、平常時から備える。
- 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとる。
- 平時において、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等を確認しておく。
- 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動をとる。
- 風水害時の危険性の理解促進を図る。
- 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動を確認しておく。
- 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と5段階の警戒レベル情報の意味の理解促進を図る。
- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性の理解促進を図る。
- 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深の確認、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄を推進する。

## ②緊急地震速報の普及啓発

- 水戸地方気象台は、講習会等を活用してその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。これを報道機関等の協力を求めて町民等へ周知する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

## ③地震保険の活用

- 地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震へ備える。
- 制度の普及促進を図る。

## ④防災関連設備等の準備

- 非常用持出袋や消火器等消火資機材、住宅用火災警報器、その他防災関連設備等の普及に努める。

## (2) 普及啓発手段【町、防災関係機関】

- 町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信する。

## ①広報紙、パンフレット、防災マップ等の配布

- 広報紙、パンフレット等を作成し、広く町民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。
- 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、町民等に配布する。
- 作成に当たっては、町民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解を促進する。
- ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の理解促進に努める。

## ②講習会等の開催

- 防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を開催する。

## ③町民参加型ワークショップの開催

- 県、町、防災関係機関は、主に洪水浸水想定区域内など、水害のおそれがある地域の町民を対象に、ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成などの町民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

## ④その他メディアの活用

- 以下のようなメディアの活用を図る。

- テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- DVDの製作、貸出
- 文字放送の活用
- インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用
- 地震体験車等の教育設備の活用

## 2 幼児及び児童生徒等に対する防災教育

## (1) 幼児及び児童生徒に対する防災教育【認定こども園、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校】

- 各園や学校で策定した安全計画に従って、幼児及び児童生徒の発達段階に応じた防災教育を実施するとともに、地理的要件など地域の実情に応じた様々な災害を想定した防災教育

を実施する。

○自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」の実施や避難訓練、避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導など、あらゆる場面を想定した体験的学習の充実を図るとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。

○自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

## （2）指導者に対する防災教育【認定こども園、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校】

○指導のための手引書等の作成・配布及び防災に関する研修会を通して、指導者の資質向上を図る。

## 3 職員（防災対策要員等）に対する防災教育【町、防災関係機関】

○災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育、計画的かつ継続的な研修に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

### （1）応急対策活動の習熟

○災害対応マニュアル等による研修等の実施や災害予防に関する基礎的な知識の周知徹底を図る。

○災害対応マニュアル等による訓練を実施する。

### （2）研修会及び講習会の開催

○災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招いた研修会、講演会を開催する。

○災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを体験する体験型研修会などを開催する。

## 第2 防災訓練

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

### 【留意点】

- 実践的な訓練
- 図上訓練による検証
- 地域の実状に応じた訓練

- 1 町、防災関係機関等が実施する訓練
- 2 事業所、自主防災組織及び町民等の訓練

### 1 町、防災関係機関等が実施する訓練【町、防災関係機関】

#### （1）避難訓練

##### ①町による避難訓練

○町が中心となり関係機関が参加し、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた出来るだけ多くの町民の協力を得て、警察や消防などの防災関係機関と協力し、地域に密着した実践的な訓練を実施する。なお、風水害を想定した避難訓練の際は、マイ・タイムラインを活用して避難する訓練を実施する。

##### ②認定こども園、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

○災害時の幼児、児童生徒等、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の要配慮者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

##### ③学校と地域が連携した訓練の実施

○学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を実施する。

#### （2）非常参集訓練

- 迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施する。
- 非常参集訓練と同時に、災害対策本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を実施する。

#### （3）通信訓練

- 被害状況の把握及び情報伝達を迅速かつ適切に行うための通信訓練や非常用電源設備を活用しての通信訓練を実施する。
- 茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加する。

#### （4）水防訓練

○水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。

○実施については、関係機関と緊密な連絡をとるものとし、また、必要と認める場合は他の関連する訓練と併せて実施する。

## 2 事業所、自主防災組織及び町民等の訓練【事業所、自主防災組織】

### （１）事業所における訓練

- 学校、病院、工場、事業所など消防法で定められた防火管理者の行う訓練を実施する。
- 地域の一員として、町、消防本部及び自主防災組織の行う防災訓練に積極的に参加する。
- 事業所の特性に応じた防災対策行動により地域貢献を行う。

### （２）自主防災組織等における訓練

- 町及び消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。
- 防災関係機関は積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

### （３）一般住民の訓練

- 町等の防災訓練への要配慮者も含めた町民の積極的・主体的な参加、防災施設での体験訓練、家庭での防災に対する会議、話し合いの継続的实施を促す。

## 第6節 防災情報の常時把握

地震及び風水害に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に推進していく。

### 【留意点】

- 最新データの活用
- 既存の調査研究成果の活用
- 計画的な調査

- 1 自然条件の把握
- 2 災害履歴、防災活動等の資料整理
- 3 地域の危険性等の評価・検討

### 1 自然条件の把握【町】

○地形、地質、地盤の構造等防災に関する資料を常備する。この調査に当たっては、茨城県における被害想定や基礎調査資料等を活用するとともに、町独自の調査を実施する。

### 2 災害履歴、防災活動等の資料整理【町】

○過去、町に被害をもたらした災害の被害状況あるいは、その防災対策及びその活動記録等の資料を整理し、今後の防災活動に役立てるとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

○町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

### 3 地域の危険性等の評価・検討【町】

#### （1）危険地域の把握

○洪水浸水想定区域、河川重要水防箇所、住宅密集区域等を調査・把握する。

#### （2）被害想定

○風水害・地震等による被害を定性的、定量的に想定し、防災対策の重点項目を明確化する。